

中和地区3市1町障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業をはじめ、地域の障害者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、定期的な協議を行う中和地区の大和高田市、香芝市、葛城市及び広陵町（以下「3市1町」という。）の障害者自立支援協議会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 この障害者自立支援協議会の名称は、中和地区3市1町障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）といい、3市1町及び次に掲げる機関団体等で3市1町が推薦するもの（以下「関係機関」という。）をもってこれを組織する。

- (1) 法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、医療、福祉関係者
- (4) 教育、雇用関係機関
- (5) 企業
- (6) 当事者、障害者関係団体
- (7) 権利擁護関係者
- (8) 学識経験者
- (9) その他の関係者

(所掌業務)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 障害者やその家族に対して円滑に相談支援事業を実施するための関係機関によるネットワークの構築
- (2) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立と公平性の確保
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整
- (4) 障害者福祉に関する3市1町の計画策定への協力とその目標の具現化に向けた協議
- (5) その他障害者福祉の向上に必要であると認められる業務

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、第6条第1項に定める運営委員会の互選によりこれを定める。
2 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を統括する。その任期は、2年とするが、最長4年の範囲内において、再任は妨げない。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(設置)

第5条 協議会に、運営委員会、部会、プロジェクトチーム、全体会及び運営事務局を置く。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、会長、3市1町、指定相談支援事業者、次条第3項に定める部会長、第8条第3項に定めるチーム長及び圏域マネージャーをもってこれを構成し、次の各号に定める事項を協議する。

- (1) 障害福祉サービスの基盤整備
- (2) 現状課題の把握、共有及び解決方策の検討
- (3) 社会資源の開拓
- (4) 相談支援事業体制の評価・整備
- (5) 部会、プロジェクトチームの運営、進捗状況の把握、体制整備に係る支援

2 運営委員会に委員長を置き、会長が兼ねるものとする。

(部会)

第7条 部会は、運営委員会で必要と認められた場合に設置するものとし、障害者の地域生活に関する問題、障害者施策に関する課題について協議する。

2 部会は、運営委員会で選出した関係機関をもって構成する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、それぞれの互選によりこれを定める。

(プロジェクトチーム)

第8条 プロジェクトチームは、運営委員会で必要と認められた場合に設置するものとし、特化した課題について協議する。

2 プロジェクトチームは、運営委員会で選出した関係機関をもって構成する。

3 プロジェクトチームに、チーム長を置き、それぞれの互選によりこれを定める。

(全体会)

第9条 全体会は、関係機関をもってこれを構成する。

(運営事務局)

第10条 運営事務局は、3市1町の障害者福祉所管課の輪番とする。

2 前項の輪番は、第1条で定める3市1町の順によるものとし、その任期は、2年とする。

3 運営事務局の長は、前項の規定によって運営事務局を務める3市1町の障害者福祉所管課長（以下「事務局長」という。）をもって充てるものとする。

(運営委員会の会議)

第11条 運営委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長を務めるものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会の会議に必要な関係者を出席させることができる。

(部会の会議)

第12条 部会の会議は、部会長がこれを招集し、議長を務めるものとする。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係機関以外の者を出席させることができる。

3 部会長は、部会の会議の内容を運営委員会に報告しなければならない。

(プロジェクトチームの会議)

第13条 プロジェクトチームの会議は、チーム長がこれを招集し、議長を務めるものとする。

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの会議に関係機関以外の者を出席させることができる。

3 チーム長は、プロジェクトチームの会議の内容を運営委員会に報告しなければならない。

(全体会の会議)

第14条 全体会の会議は、会長がこれを招集し、議長を務めるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、全体会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(秘密の保持)

第15条 関係機関は、協議会の会議等を通じて知り得た個人情報の守秘義務を有し、他に秘密を漏えいしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に3市1町の障害者福祉所管課が務める運営事務局の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 協議会は、この要綱の施行前においても、第3条の業務の実施に必要な準備行為を行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

参 考

第77条第1項第3号

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

第51条の17

市町村は、支給決定障害者等であつて、市町村が必要と認めた者（以下この条において「計画作成対象障害者等」という。）が、市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（以下「指定サービス利用支援」という。）を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定サービス利用支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

第29条第1項

市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）若しくは障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）から当該指定に係る障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。